

令和5年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況																											
1	28	定額補助について (福島県社会福祉施設等物価高騰 対策事業)	保健福祉部	高齢福祉課	意見	<p>今回、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除が確定した場合には「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求めるうえで、当該消費税及び地方消費税の全額又は一部の返還を求める手続を要綱は規定しているが、前述のとおり、報告書の回収は遅延している。</p> <p>全件回収には多大な労力が必要で、すべての補助対象事業者が提出するまで督促・督促作業が続くとともに、報告書回収後は記載内容の検証及び審査を行い、消費税及び地方消費税の全額又は一部返還を求める補助対象事業者に対しては返還通知書類の作成及び納入通知の発送が行われ、返還金がすべて回収されるまで未回収債権の管理作業が続くことになる。</p> <p>令和4年度に交付し、令和5年12月20日現在までに報告書を提出した補助対象事業者341件の実績をまとめた結果は以下のとおりであるが、交付した補助金合計249,348千円に対して返還金合計は849千円と補助金額の0.3%である。費消する職員の労力と回収する返還金が釣り合っているとは考えにくい状況である。</p> <p style="text-align: center;">(令和5年12月20日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>報告書提出事業者 ①</th> <th>うち 返還が必要な事業者 ②</th> <th>返還割合 ②/①</th> </tr> <tr> <td>補助金交付金額</td> <td>249,348千円</td> <td>849千円</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>補助金交付件数</td> <td>341件</td> <td>67件</td> <td>19.6%</td> </tr> </table> <p>原油価格・物価高騰という社会情勢の影響をまったく受けていない社会福祉施設等はないことから、定額補助によつたとしても、光熱費及び車両に係る燃料費の負担増の軽減という補助金が期待する効果は得られるであろうし、上記を総合的に勘案すれば、東北6県のうち本県を除く5県が定額補助を選択したとの判断も納得できる。</p> <p>福島県補助金等の交付等に関する要綱準則では、「補助金は、それぞれの目的、性格及び手続き等が異なるので、要綱に定める場合はそれらを考慮する」旨の記載があり、必要に応じ柔軟に規定することが認められている。福島県も令和5年度は定額補助に切り替えたと聞いているが、補助金の交付要綱の設定に際しては、他県の情報等も収集したうえで、費用対効果を総合的に判断しての対応が望まれる。</p>		報告書提出事業者 ①	うち 返還が必要な事業者 ②	返還割合 ②/①	補助金交付金額	249,348千円	849千円	0.3%	補助金交付件数	341件	67件	19.6%	令和5年度における物価高騰対策事業については、定額方式での支援を実施したところである。															
	報告書提出事業者 ①	うち 返還が必要な事業者 ②	返還割合 ②/①																															
補助金交付金額	249,348千円	849千円	0.3%																															
補助金交付件数	341件	67件	19.6%																															
2	31	補助対象事業の進捗について (小規模介護施設等整備事業)	保健福祉部	高齢福祉課	意見	<p>今回検証対象となった補助事業者が令和5年3月15日に提出した交付申請書に添付された事業計画書には、以下のスケジュールが記載されていた。</p> <p>着手予定期日_令和5年3月28日 完了予定期日_令和6年2月20日 利用開始(予定)年月日_令和6年3月1日</p> <p>令和5年12月11日時点で県担当者に当該事業の進捗状況を確認したところ、「令和5年3月23日に交付決定を通知して以降、今時点では補助対象事業者に進捗報告は求めておらず、業者の選定方法や工事の発注結果、工事の進捗状況等は把握していない」旨の回答であった。</p> <p>県の規則には、「必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求める、又は調査をすることがある」と記載されており、明確な時期が定められているわけではないが、工程全体の8割近く日数が経過しているにも関わらず、工事の進捗確認が行われていないのは問題である。県は補助対象事業が補助金の交付を決定した内容に従って遂行されているか補助事業者等に適宜報告を求める、本事業の進捗状況を適宜把握し監督すべきである。</p>	事業者とは適宜連絡を取り、工事の進捗状況や完了時期について報告を求め、把握する形で事業を監督した。																											
3	32	補助基準単価について (社会福祉施設整備事業)	保健福祉部	高齢福祉課	意見	<p>本事業の令和4年度の補助基準単価は3,000千円/床(改築:3,600千円/床)に設定されているが、この単価は事業導入初年度(平成17年度)から変わっていない。参考までに、県に保管されている最も古い補助対象事業(平成29年度)と令和4年度の補助対象事業を比較した結果は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>本体98名、シヨートステイ2名</td> <td>本体109名、シヨートステイ20名</td> </tr> <tr> <td>工事費(建築・電気・機械設備)①</td> <td>738,034千円</td> <td>1,980,000千円</td> </tr> <tr> <td>建築延床面積②</td> <td>3,097m²</td> <td>6,501m²</td> </tr> <tr> <td>県補助金③</td> <td>326,700千円</td> <td>330,000千円</td> </tr> <tr> <td>自己負担額①-③</td> <td>411,334千円</td> <td>1,650,000千円</td> </tr> <tr> <td>県補助金÷工事費</td> <td>44.3%</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>建築に係る単価①÷②</td> <td>238,286円/m²</td> <td>304,533円/m²</td> </tr> <tr> <td>(参考) 建設工事費デフレーター (国土交通省公表_2015年度基準建築総合)</td> <td>102.2</td> <td>121.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、補助基準単価を見直してこなった結果、工事費(建築・電気・機械設備)に対する補助金の割合は44.3%から案件によっては16%程度にまで低下し、補助対象事業者の自己負担額は大きく増加している。</p> <p>これは、建設工事費デフレーター(国土交通省公表_2015年度基準建築総合)が平成29年度(102.2)から令和4年度(121.1)までに18%も増加していることからもわかるとおり、建設コストの大幅な増加が主な要因である。</p> <p>さらに、本補助金の補助基準単価が設定された当時は相部屋が基本だったが、入居者のニーズの変化で、現在は個室が基本のユニット型の建物が主流となった結果、同程度の定員でも建築延床面積が大きく増加し、建設コストの上昇に拍車をかけている。</p> <p>補助基準単価が設定された平成17年度(建設工事費デフレーター90.4)から令和4年度までに、建設工事費デフレーターは34%も増加して現在も上昇を続け、入居者ニーズも変化して施設整備に要する費用は今後ますます増加することが予想される。社会福祉施設を取り巻く環境の変化に合わせ、補助基準単価の定期的な見直しが望まれる。</p>		平成29年度	令和4年度	定員	本体98名、シヨートステイ2名	本体109名、シヨートステイ20名	工事費(建築・電気・機械設備)①	738,034千円	1,980,000千円	建築延床面積②	3,097m ²	6,501m ²	県補助金③	326,700千円	330,000千円	自己負担額①-③	411,334千円	1,650,000千円	県補助金÷工事費	44.3%	16.7%	建築に係る単価①÷②	238,286円/m ²	304,533円/m ²	(参考) 建設工事費デフレーター (国土交通省公表_2015年度基準建築総合)	102.2	121.1	資材高騰等を受け、令和6年度より補助単価を3,267千円/床(改築:3,920千円/床)に見直しを行った。
	平成29年度	令和4年度																																
定員	本体98名、シヨートステイ2名	本体109名、シヨートステイ20名																																
工事費(建築・電気・機械設備)①	738,034千円	1,980,000千円																																
建築延床面積②	3,097m ²	6,501m ²																																
県補助金③	326,700千円	330,000千円																																
自己負担額①-③	411,334千円	1,650,000千円																																
県補助金÷工事費	44.3%	16.7%																																
建築に係る単価①÷②	238,286円/m ²	304,533円/m ²																																
(参考) 建設工事費デフレーター (国土交通省公表_2015年度基準建築総合)	102.2	121.1																																

令和5年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	項目	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況
4	51	放射性薬剤研究開発のスケジュール管理と実現可能性について (ふくしま国際医療科学センター運営事業)	保健福祉部	医療人材対策室	意見	<p>本事業の一環である放射性薬剤研究開発は、「県民の放射線による健康不安解消の一助として、福島県立医科大学による放射性薬剤の研究開発事業を支援し加速化することで、先進的ながん治療に関する福島県立医科大学の信頼性を高めること」にあり、県担当者によると、「県民の健康不安を払拭するほか、放射性薬剤が開発されることにより、県民のみならず、国民はもとより場合によっては全世界で薬剤が普及し、がん治療等に寄与する」という成果を期待し、平成29年度からこれまでに延べ17億円あまりの補助金が交付されている。</p> <p>福島県立医科大学が作成した「令和3～7年度放射性薬剤研究開発に係るロードマップ」によると、現在、褐色細胞腫治療薬と前立腺がん治療薬の開発に係るプロジェクトが進行しており、先行している褐色細胞腫治療薬の開発プロジェクトは治験段階にあり、予定どおりに進捗すれば令和9年度以降に薬事申請が行われる計画である。また、前立腺がん治療薬の開発プロジェクトは薬剤を開発している段階であり、予定どおりに進捗すれば令和6年度から非臨床試験を開始する計画である。</p> <p>補助金の主目的のひとつは、放射性薬剤の開発である。薬剤開発は長期間にわたるプロジェクトであるから、補助事業の費用対効果を検証するためには開発にかかる総費用を把握し、開発プロジェクトが当初計画どおりに進捗し、期待される効果に見合った費用に収まるかを検証していくことが重要である。当初計画どおりに進捗していかなければ開発にかかる総費用が増加し、結果として費用対効果が悪くなるからである。</p> <p>県は、現時点で令和7年度までのロードマップしか入手しておらず、薬事申請時期等の具体的なスケジュールを記した当初計画を入手していない。当初計画を入手しなければ、薬剤開発にかかる総費用を把握することができず、研究開発の費用対効果を検討することもできないであろう。</p> <p>本事業の財源は国からのものではあるが、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれていることを考えれば、プロジェクトの進捗を注視し、場合によっては開発プロジェクトの中止を検討することもある。当補助金の目的及び効果も抽象的であり、また、薬剤研究開発は通常多額の金額と長期間を有し、創薬までの確率もかなり低いものとなっているのも事実である。</p> <p>各プロジェクトの具体的なスケジュールを記した当初計画を早急に入手し、その内容を検討すべきである。</p>	薬剤開発には時間をするため、御意見を踏まえた上で、引き続き、事業実施主体である福島医大と緊密な連携を図りながら、効果的な取組となるよう努めてまいる。
5	69	申請要件について (福島県地域医療復興事業補助金)	保健福祉部	医療人材対策室	意見	<p>申請の要件の中に「平成23年2月以前の1年間と、申請年度の前年度分の損益計算書、貸借対照表を比較して、医療利益や経常利益の赤字により、病院収支の悪化や病院の資金残高の減少が生じるといった緊急支援が必要な状況とみとめられること」とあるが、交付先の病院の財務諸表を閲覧した結果、震災前と比較して資金残高が大幅に増加していたり、役員報酬が増加している病院もあった。各病院ごとに様々な事情はあると思うが、補助金を受け取りながら役員報酬を増加させるのであれば合理的な理由が必要であるし、資金残高が大幅に増加しているのに緊急支援が必要な状況にあたるのか疑問が残る。また、役員報酬だけではなく多額の設備投資等を行えば減価償却費が増加し財務諸表は悪くなる。このように収支の悪化や資産残高の減少の原因には様々な要因があるため、単純な収支及び残高の比較だけではなく、例えば経営改善計画の提出を求め、資金の増減や主要な経費増減についてはある程度理由の説明を求めるべきではないだろうか。その前提として申請要件に「経営改善努力はしているものの」等の文言を追加することも必要かと思われる。</p> <p>震災当初は「医療人事確保緊急支援事業」は、震災により経営が悪化した病院への緊急支援的な要素が大きかったが、現在は、緊急ではなくむしろ継続的な問題である。当該補助金の実態は震災で大きな被害を受けた南相馬市及び双葉郡にある病院の人材確保事業であるが、人材難については継続的な支援は必要であり、名称、要件等の見直しが必要と思われる。</p>	震災で大きな被害を受けた相双地域にある病院の人材確保の取組への継続的な支援であり、御意見も踏まえて、事業名称・要件を検討する。
6	69	チェックリストの活用について (福島県地域医療復興事業補助金)	保健福祉部	医療人材対策室	意見	県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。	令和5年度から確認を徹底している。
7	71	補助金の額の決定方法について (福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	<p>福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱の第3条には、「補助金の対象は、センターが実施する別表第1に掲げる事業等のうち別表第2に掲げる経費とし、その補助金の額は、知事が別に定める額とする」、と記載されている。補助対象経費の中でもっとも金額が大きいのは人件費であり、産業振興センター役職員及び経営プラザ職員の人事費が補助実績額の約7割を占める。</p> <p>当該要綱には補助金の上限についての定めはなく、要綱以外にも補助金の上限に関する規程等はない。県の担当者によると、実務上、当該事業に関する人件費は県の給与規程に準じて積算しており、経営支援プラザの業務における従事割合を反映した負担率（補助率）を人件費の決算額に乗じて人件費に関する補助金交付額を計算しているとのこと。</p> <p>現状では、要綱等によって補助金の上限が設定されていないため、当該事業に関する人件費が増加すれば補助金の交付額が増加することとなり、これを制限するものがない。経済性、効率性の観点から、補助事業に応じた補助金の上限額を要綱等で事前に定めるべきである。</p>	当該補助金の入件費については、県の給与規程に準じ、予算を積算しており、要綱上、予算の範囲内で交付すると定めている（要綱第1条）。
8	71	実績報告書の提出期日について (福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱第10条には、実績報告は事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うとの記載がある。当該補助事業の実績報告書の日付は令和5年3月31日となっており、添付書類として収支決算書が提出されているが、3月31日時点で確定決算の数値を提出することは現実的には困難である。といったん3月31日時点で見込数値を入手し、確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的な対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。	現在、本事業は全額概算により補助金を交付しており、その場合、要綱上、実績報告の期限を当該年度の翌年度の4月末日と定め、その期限内に確定決算で報告を受けている。 精算払による補助金交付となった場合には、3月31日時点で見込額を報告させ、決算額が確定した段階で再度報告させることとしたい。
9	71	チェックリストの活用について (福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。	当該チェックリストは、内部統制の確立に資するものとして作成され、不正行為や重大なミスを防止するため、必要なチェックを行っているかを確認するものである。 チェック票は、調書と一緒に綴り、必要なチェックが行われているかを確認した上で、決裁するよう通知されていることから、対応を徹底する。
10	71	目的の達成状況について (福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱の第1条には、(1) 補助金の概要に記載したとおり、中小企業者等に対する相談への対応や経営に関する情報の提供、人材育成及び交流活動の支援を行い、もって、中小企業の振興及び経営の安定並びに活力ある経済社会の構築に寄与するために補助金を交付する旨の記載がある。実績報告の添付書類である補助事業実績書には景気動向等調査事業実施回数や経営実践セミナーの実施回数を記載はあるものの財団法人福島県産業振興センターの実績のみでは、当該補助金の目的が達成されたかを客観的に判断することは難しい。実際に支援した中小企業の実績を事後的に調査する、支援先の中小企業の担当者からアンケートをとるなどして、補助金を交付した目的が達成されているかを検討することが望ましい。	本事業の効果検証の方法について検討する。
11	72	補助金の概算払いの提出書類の様式について (福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱第8条第1項には知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第2項には概算払いを受けようとするときは福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、福島県支援プラザ等運営事業費補助金概算払請求書(様式第3号)には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明すべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。	本事業は、大部分が産業振興センター役職員及び経営プラザ職員の人事費であるため、その必要性を勘案し、全額概算により補助金を交付している。補助金交付申請時に概算払の時期と額を明記した計画書を提出させており、そこに概算払いが必要な理由を記載することとしたい。

令和5年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況
12	73	補助金の額の決定方法について (福島県中小企業連携組織対策事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱の第3条には、「補助金は、福島県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が当該要綱に掲げる補助事業を実施する場合に、当該事業に要する当該要綱に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、中央会に交付する」旨の記載がされている。補助対象経費の中でもっとも金額が大きいのは人件費であり、指導員及び職員の人件費が補助実績額の約8割を占める。 当該要綱には補助金の上限についての定めはなく、要綱以外にも補助金の上限に関する規程等はない。県の担当者によると、実務上、当該事業に関する人件費は県の給与規程に準じて積算しており、給与は、県の行政職給料表に準じて、指導員を3-3.7号級(主査相当)、職員を1-4.1号級(主事相当)として積算し、実績において、交付決定額を超過した場合は、団体負担としており、当該交付決定額は事業開始前に当初予算で年度当初に確定すること。予算の範囲内で補助金を交付しているのであれば、要綱にその旨を記載すべきである。	当該補助金の人件費については、県の給与規程に準じ、予算を積算しており、要綱上、予算の範囲内で交付すると定めている(要綱第1条)。
13	74	実績報告書の提出期日について (福島県中小企業連携組織対策事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第11条には、実績報告は事業完了の日から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日)のいずれか早い日までに行うとの記載がある。当該補助事業の実績報告書の日付は令和5年3月31日となっており、添付書類として補助事業等に係る収支決算書が提出されているが、3月31日時点で確定決算の数値を提出することは現実的には困難である。いったん3月31日時点で見込数値を入手し、確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的な対応が可能となるよう、要綱を改定することが望ましい。	現在、本事業は全額概算払により補助金を交付しており、その場合、要綱上、実績報告の期限を当該年度の翌年度の4月10日と定め、その期限内に確定決算で報告を受けている。 精算払による補助金交付となった場合には、3月31日時点で見込額を報告させ、決算額が確定した段階で再度報告させることしたい。
14	74	チェックリストの活用について (福島県中小企業連携組織対策事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があつた。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認すべきである。	当該チェックリストは、内部統制の確立に資するものとして作成され、不正行為や重大なミスを防止するため、必要なチェックを行っているかを確認するものである。 チェック票は、調査と一緒に綴り、必要なチェックが行われているかを確認した上で、決裁するよう通知されていることから、対応を徹底する。
15	74	補助対象経費の勘定科目について (福島県中小企業連携組織対策事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第3条に、補助の対象として補助事業に要する別表1に掲げる経費とあり、別表1において事業区分: 1. 指導員及び職員の配置、経費区分: (8) 福利厚生費、補助対象経費の内容: 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労働保険料及び介護保険料との記載がある。社会保険料の事業主の負担分は法定福利費の勘定科目を用いるのが一般的である。要綱を訂正することが望ましい。	当該経費区分の表記について、要綱の改正を検討する。
16	75	補助金の概算払いに関する必要性について (福島県中小企業連携組織対策事業費補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第9条第1項には知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第2項には概算払いを受けようとするときは福島県中小企業連携組織対策事業費補助金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、福島県中小企業連携組織対策事業費補助金概算払請求書(様式第4号)には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明すべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。	本事業は大部分が中央会の指導員及び職員の人件費であるため、その必要性を勘案し、全額概算払により補助金を交付している。補助金交付申請時に概算払の時期と額を明記した計画書を提出させており、そこに概算払いが必要な理由を記載するよう指示することとしたい。
17	78	補助金の概算払いに関する必要性について (福島中小企業等グループ補助金)	商工労働部	経営金融課	意見	福島県中小企業等グループ補助金交付要綱第16条第1項には補助金は、交付すべき補助金が確定したのち、支払うものとし、知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第2項には概算払いを受けようとするときは様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、様式第7号-2の福島県中小企業グループ補助金に係る概算払請求書には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明すべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。	令和6年7月18日付で福島県中小企業等グループ補助金交付要綱を改正し、様式第7号-2の福島県中小企業等グループ補助金に係る概算払請求書に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けた。
18	80	取得財産管理台帳の区分に関する (福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業補助金)	商工労働部	次世代産業課	意見	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金交付要綱第23条第2項に補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式15による取得財産等管理台帳を第15条第1項に定める実績報告書に添付して知事に提出しなければならない旨の記載がある。様式15による取得財産等管理台帳には財産名の区分の欄があり、財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。との記載がある。サンプルを抽出して様式第15による取得財産管理台帳を確認したところ、(カ) 開発研究用資産と記載するべきところを(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置として記載しているものがあった。処分制限期間の記載に関しては正しい期間が記載されていたため、減価償却費の計算には影響しないが、提出書類の確認は慎重に行うことが望ましい。	意見のとおり、各補助事業者が提出する取得財産管理台帳は、慎重に判断・確認し、適正な区分での記載にした。
19	82	「福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業における消費税の取り扱いについて」に関する (福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業)	商工労働部	次世代産業課	意見	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金(福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業)交付要綱第4条第2項には補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る仕入税額控除(消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して申請しなければならない旨が記載されている。これに関して、県では「福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業における消費税の取り扱いについて」において、産業技術総合研究所に関して、消費税法別表第三に掲げる法人に該当し、消費税の申告を行っても、当該事業に関しては税額控除の対象とならず、消費税の還付を受けることはないものと考えられるが、消費税の申告による仕入控除税額確定後、還付のあり・なし関わらず、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を提出させる旨の記載がある。消費税が還付された場合にのみ仕入税額控除を減額して申請すればよいのではなく、消費税の還付がない場合であっても特定収入割合が5%以下の場合は、当該補助金に係る仕入控除税額は補助対象とはならないため、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を提出させるだけでなく、特定収入割合について毎期確認することが望ましい。	令和3年度及び令和4年度については、それぞれ特定収入割合が53.8%、71.4%と5%を超えていることを確認した。令和5年度以降分についても、当該報告書の写しを提出させ、確認することとする。
20	84	チェックリストの活用について (課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金)	商工労働部	次世代産業課	意見	県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があつた。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認すべきである。	チェックリストの確認漏れがないよう、室員に周知するとともに、稟議の際の確認を徹底した。

令和5年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況
21	84	県税の未納の有無の確認について (課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金)	商工労働部	次世代産業課	意見	課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金(開発支援)交付要綱の第1条には県内事業者に対して補助金を交付する旨が記載されている。県において、当該補助金の交付申請者の県税の未納の有無について確認していない。当該要綱には記載がないが、県税に未納がないことを交付申請ができる条件とするべきであり、県においては交付申請者に県税の未納がないことを納税証明書で確認するべきである。担当者からのヒアリングによると、補助金の申請ができる条件として、県において県税を滞納していないことを補助の要件とする統一的な扱いではなく、本補助金交付要綱においても申請要件としていないため確認していないとのこと。県において県税の納入の有無の確認に関する統一的な扱いを定め、課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金(開発支援)交付要綱に県税に未納がないことを申請要件として記載することが望ましい。	課題解決型医療福祉機器開発事業費補助金については、令和4年度をもって事業を終了していることから、交付要綱等の変更は行わないこととする。
22	86	補助金の概算払いに関する必要性について (ふくしま産業復興企業立地補助金)	商工労働部	企業立地課	意見	ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱第11条第2項には補助金は、知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第3項には概算払いを受けようとするときはふくしま産業復興企業立地補助金概算払請求書(第11号様式)により、請求するものとする旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、ふくしま産業復興企業立地補助金概算払請求書(第11号様式)には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明するべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。	概算払請求書様式については、県の補助金交付規則準用様式に準じて作成している。本補助金においては、事業完了後に現地において完了検査を行った上の実績支払いを原則としており、これまで概算払いの活用実績はない。 また、本補助金は今年度をもって事業終了する事業であり、概算払い活用の見込みがない現時点において様式を改正する必要性が乏しいため、変更しないこととする。
23	90	チェックリストの活用について (福島空港定期路線維持緊急対策事業補助金)	商工労働部	空港交流課	意見	県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。しかし、当該補助金についてはチェックリストが未了なものがあった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。	チェックリストに基づき、チェック未了な箇所がないかどうか、全ての箇所を確認している。
24	94	補助金の概算払いに関する必要性について (浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業 誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業 補助金)	商工労働部	観光交流課	意見	浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業交付要綱第10条第1項には補助金は、知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により交付をすることができる旨が記載されており、第2項には補助金の概算払いを受けようとするときは補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、当該第3号様式の浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業補助金概算払請求書には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明するべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。	概算払いが必要な場合は、その都度第3号様式に加え、概算払いが必要な理由書を提出させることで対応している。
25	94	チェックリストの活用について (浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業 誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業 補助金)	商工労働部	観光交流課	意見	県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。	各記載項目の事務処理を行った際は、その都度チェックをつけ、チェック漏れがないよう確認を行っている。
26	106	補助対象事業者の決算書について (福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 再生可能エネルギー導入支援事業:福島送電株式会社)	企画調整部	エネルギー課	意見	本補助金の交付を受けている福島送電株式会社が福島県に提出した計算書類を閲覧したところ、令和5年3月末時点で純資産が2億円弱のマイナスとなっており、いわゆる「債務超過」になっている。 一般に、債務超過に陥っている企業は事業継続に疑義が生じやすいとみられるところ、福島送電株式会社は、長期間での投資回収を前提し多額の設備投資が必要な送電事業において、本格稼働開始前であることから、一時点では債務超過となるのは致し方ない点があり将来、設備が稼働した後は安定した管理運営費収入が見込まれているから「債務超過は解消可能」とのことである。 この点、債務超過を解消する施策、具体的には将来のキャッシュフロー収入を確保する計画の信頼性が必要であるとともに、その前提として、毎年度の財政状態や経営成績を適時・適切に報告することが重要と考える。 しかしながら、福島送電株式会社の令和5年3月期の貸借対照表においては負債の部の計上科目が実態を正確に表さなかつたり、注記項目を適切に記載していなかつたりと不備が散見された。 補助金を交付する県側としては、適切な財務諸表を入手し交付対象先の実態を把握したうえで、手続きを進めることに留意するべきである。 なお、福島送電株式会社においては資本金が1300万円と少額ではあるが、令和5年3月末時点では、負債額が200億円を超えたため、会社法上、会計監査人の設置義務がある(会社法328条2項、同法2条6号)。この点、令和6年2月末時点では、会計監査人を選任していないようである。適切な財務報告を受けるためにも規模に見合った企業統治体制(ガバナンス体制)の構築を促さなければならないと考える。	指摘があった令和5年3月期の貸借対照表における科目表記及び注記項目の記載については、福島送電株式会社において、決算資料作成時に反映することにより不備等を解消した。 また、福島送電株式会社において、令和6年3月14日に臨時取締役会を、同月28日に臨時株主総会を開催し、会計監査人を選任し、適切な企業統治体制を構築した。
27	110	旅費等の定額支給について (政務活動費交付金)	議会事務局	議会総務課	意見	各会派が調査研究等を行うにあたり生じる交通費、宿泊費及び現地経費については、政務活動費検討会における決定事項を取りまとめた「政務活動費の手引き」に従い取り扱うこととなっている。それによると、実費支給を原則としつつ、「会派が所属議員に対し個々の旅行を命令することから、公務出張と同様な性格を有することとなるため、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額支給を行なうことも考えられる」とされている。すなわち、実際の交通費の領収書を確認する実費支給ではなく、予め取り決められた額での「定額支給」が可能となっている。 「定額支給」であると「旅費交通費」、「宿泊費」に加え「日当」も加算されるが、会派と議員には雇用関係がないこと、県民の負託を受けている議員の活動範囲には制限がなく、その負託関係の間に会派の指揮命令が入るべきではないと考えられることから、議員の調査研究等は県職員が業務命令に基づき行う「公務出張」と同様な性格のものとは言えないと思えるため、「日当」の支出を是とするか「実費」に統一するかは検討を求めたい。	政務活動費による交通費等の支給については、実費支給を原則としている。 また、会派による政務活動費の場合については、公務出張と同様な性格を有するため、定額支給を行うことも考えられると整理している。 この「公務出張」とは、意見にある「県職員が業務命令に基づき行う『公務出張』」ではなく、議員が公務活動として、各委員会における県内外調査や要望活動等を行う場合の公務出張を指すものである。 会派からの命令により実施する会派としての調査活動と、議会の付託を受けて行う委員会の調査活動や議会の議決または議長の決定により派遣されて行う要望活動等については、議員活動として同様の性格を有すると考えられることから、「定額支給を行なうことも考えられる」と整理しているところであり、今後も政務活動費検討会の検討結果や、それを基に整理された「政務活動費の手引き」等に基づき適正に執行して参りたい。

令和5年度包括外部監査報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況
28	111	費目別経費分析について (政務活動費交付金)	議会事務局	議会総務課	意見	<p>会派別費目別経費によると、各会派ともに政務活動費合計のうち「広聴広報費」に最も多くの費用を配分している（広聴広報費/合計額：自民党会派47%、県民連合会派43%、他会派①63%、他会派②47%）。各議員は自らが行っている政治活動や議会活動について広報誌やチラシなどを作成し支持者を中心とする県民に配布しているところ、その作成費用（編集校正費用、印刷代など）が「広聴広報費」の主な用途のひとつである。</p> <p>政務活動費の対象経費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等に係る経費であるから、チラシなどの費用を「広聴広報費」として交付することに問題はない。</p> <p>しかし、「広聴広報費」が政務活動費の主要な部分を占めることについては「意見」を申し上げたい。すなわち、議員の活動はまず県民のための政務活動あっての広報であり、政務活動が少ない（例えば、調査研究（費）活動、要請陳情等活動（費）が少ない）のに、広聴広報活動（費）が多いのは、本末転倒とも思える。</p> <p>また、政務活動費の手引きによると「会派（議員）の政務活動の成果等を広報する場合は、政黨の広報紙（誌）とは別に発行することが望ましい」と注意されているように、政務活動費として支出できるチラシは「政黨の広報」とは別でなければならない。私的な結社である政黨の広報を、政務活動費という公金で行うのは平等ではないからである。</p> <p>この点、県担当部署では、議員の広報なども確認し、政務活動費として支出できるかの確認を行い、必要に応じて会派に対し助言がなされているようである。しかしながら、○○党会派所属の△△議員の活動を「○○党」の広報と峻別することは難しいと思える。チラシを受け取るほうからすれば○○党の△△議員の活動を純粹に△△議員の活動とみるか、○○党に関連する活動と捉えるかはひととそれであれチラシの書きぶりで割り切れるかどうかは不透明である。</p> <p>近年においては、インターネットが普及し、各議員においても自己のホームページを開設しているかたが少なくない。ホームページ上の広報コストは少なく閲覧者も多数になりえるのであるから、広報誌やチラシに頼る現状を変えることは可能かもしれない。</p> <p>上記のような点を鑑みると、少なくともチラシ等の作成に係る広聴広報費が政務活動費の大部分を占める点を改善し、将来的には余った金額を残余金として返還を受けることができる方向になれば良いのではないかと考える。</p>	<p>意見にあるとおり、議員の大多数がホームページを開設しており、その他、SNS等を活用し県政に関する政策等の広報活動を行っているところである。</p> <p>しかしながら、本県の有権者数は、令和5年度県議会議員一般選挙において、インターネット等に不慣れな世代である60代以上が4割超を占めている状況であり、広報誌やチラシ等による広報は重要な媒体の一つである。</p> <p>また、ホームページやSNS等は、議員の活動や県議会等に興味のある方が閲覧をすることで、広報することができるが、広報誌やチラシ等は、新聞折り込み、直接配付及び郵送することで、県議会等に興味の無い方も含め、幅広い広報を行なうことが期待できる。</p> <p>そのため、会派（議員）の県政に関する政策等を広く知っていただくためには、SNS等とともに従来の紙媒体も活用することは必要であると考えている。</p> <p>なお、政務活動費としての支出の可否については、今後も直近の事例等を参考に政務活動費検討会の議題とし検討してまいりたい。</p>
29	112	支給額について (政務活動費交付金)	議会事務局	議会総務課	意見	<p>本交付金は、県議会議員1名あたり月額30万円を会派に対して支給している。東北地方の他県と比較するとどの県も概ね30万円ほどであった。ただ、福島県の場合は、条例の本則は月額35万円であるので、定期的に30万円に減額する取り決め（附則の議案）をしなければ、本則の35万円の支給に戻ることになる。</p> <p>本則に戻す場合は、他県と比較しても増額するべき適切な理由が必要であると考える。</p>	<p>附則による減額措置については、期間終了の時期に議長の求めにより政務活動費検討会の議題とし、県の財政状況や他県の状況等を踏まえ検討しているところである。今後も支給額については、厳正に検討してまいりたい。</p>
30	113	補助金等の管理について	総務部	財政課 職員研修課	意見	<p>III総論で述べるとおり、補助金等以外の支出も含まれる補助費等の住民一人当たりの金額を他道府県（財政力指数が近い20道府県のグループ）と比較すると、平成29年度～令和3年度の5ヶ年度の平均は他道府県の平均が115,421円に対して、本県が189,583円と他道府県に対して74,162円（64.3%）高い水準にある。これは、東日本大震災による原子力災害に対する除染事業、復興事業に関するものが原因と考えられる。しかし、現在東日本大震災から13年が経過し、今後も復興・創生に関する事業が進み、それぞれの事業が完了すると、補助金等として受け入れる歳入・支出する歳出ともに減少していくものと推察される。</p> <p>補助金等は事業であり、必要性を確認しながら予算編成や決算等を通して管理・分析がなされていると聞いているが、限られた財源の中で効果的・効率的な配分は必要であり、部門別管理、つまり県でいうところの部局等による補助金等の横断的な管理・分析を徹底する必要があると考える。</p> <p>部門別管理を徹底することにより責任が一層明確化し、他県との比較分析の材料や補助金配分時の検討材料等管理の幅も広がることになり、また、部門別及び横断的な補助金等の管理・分析は限られた財源の中で補助金の効果的・効率的な配分には有効である。</p> <p>次に、本県では、平成13年度～平成22年度にわたり、財源不足を解消し、収支均衡を達成することを目的として策定した「福島県財政構造改革プログラム」において、補助金に関しての取組みを行ってきたが、東日本大震災及び原子力災害の発生により、平成23年度以降は当該プログラムの後継計画等は策定されておらず、現在は、令和3年度に「福島県行財政改革プラン」及び「福島県中期財政見通し」を策定し、震災からの迅速かつ着実な復興・再生に向けて、行財政運営について県としての明確な方向性を持ちながら、柔軟に対応しているとのことである。しかしながら、東日本大震災からは10年以上経過しており、上記に示したとおり、本県では、他県に比べて多額の補助金が投入され続けている。また、人口減少等により歳入の減少も予想され、将来的に補助金の減少は確実な状況であり、補助金の効果的・効率的な配分が更に必要となる。補助金等の見直しは隨時必要なことであり、将来を見据えた補助金等の在り方について、今後検討を進めるべきである。</p>	<p>部門別管理の徹底について、御意見として承った。（職員研修課）</p> <p>予算編成過程において、県と市町村や民間団体等との適切な役割分担、事業の必要性・優先度、根拠に基づく政策立案の考え方などを踏まえ、補助金を始めとした全ての事業について、効果的・効率的な予算配分の観点から見直しを行っている。（財政課）</p>